

返礼品（特産品）送付への対応について

「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成27年4月1日付総税企第39号）（抜粋）

- 2 本年度改正において、Ⅱの第1の1(2)ア及び第2の1(2)アのとおり特例控除額の控除限度額を引き上げることとしたところであるが、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。
- (1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。
- ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような、返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。
- ・ 「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）
- イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。
- ① 換金性の高いプリペイドカード等
 - ② 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）
- (2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。
- (3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。
- (4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。
- (5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。
- (6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報を厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。